

第6章

計画の実現に向けて

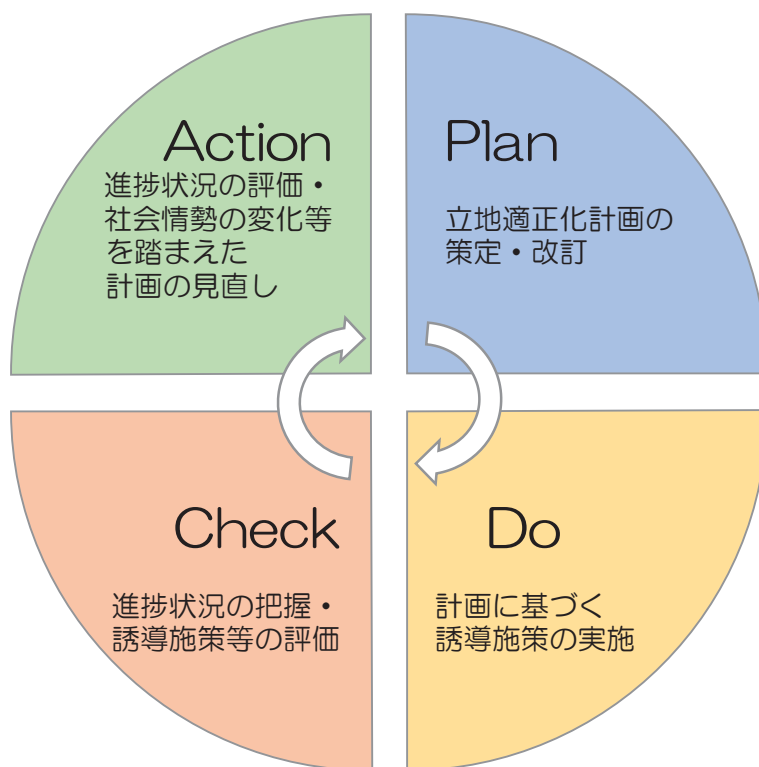
- I 計画の進行管理
- II 計画評価
- III 計画推進の体制

I 計画の進行管理

本計画は、長期的な視点に立って都市構造の転換を推進していくアクションプランとしての性格があり、第11版都市計画運用指針（令和2年9月改定）においても、「おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性を精査、検討すべき」とされています。

本町においても、PDCAサイクルの考え方にに基づき、おおむね5年毎に施策の達成状況や施策による効果等を評価し、計画の進捗状況及び妥当性について、精査、検討していくこととします。

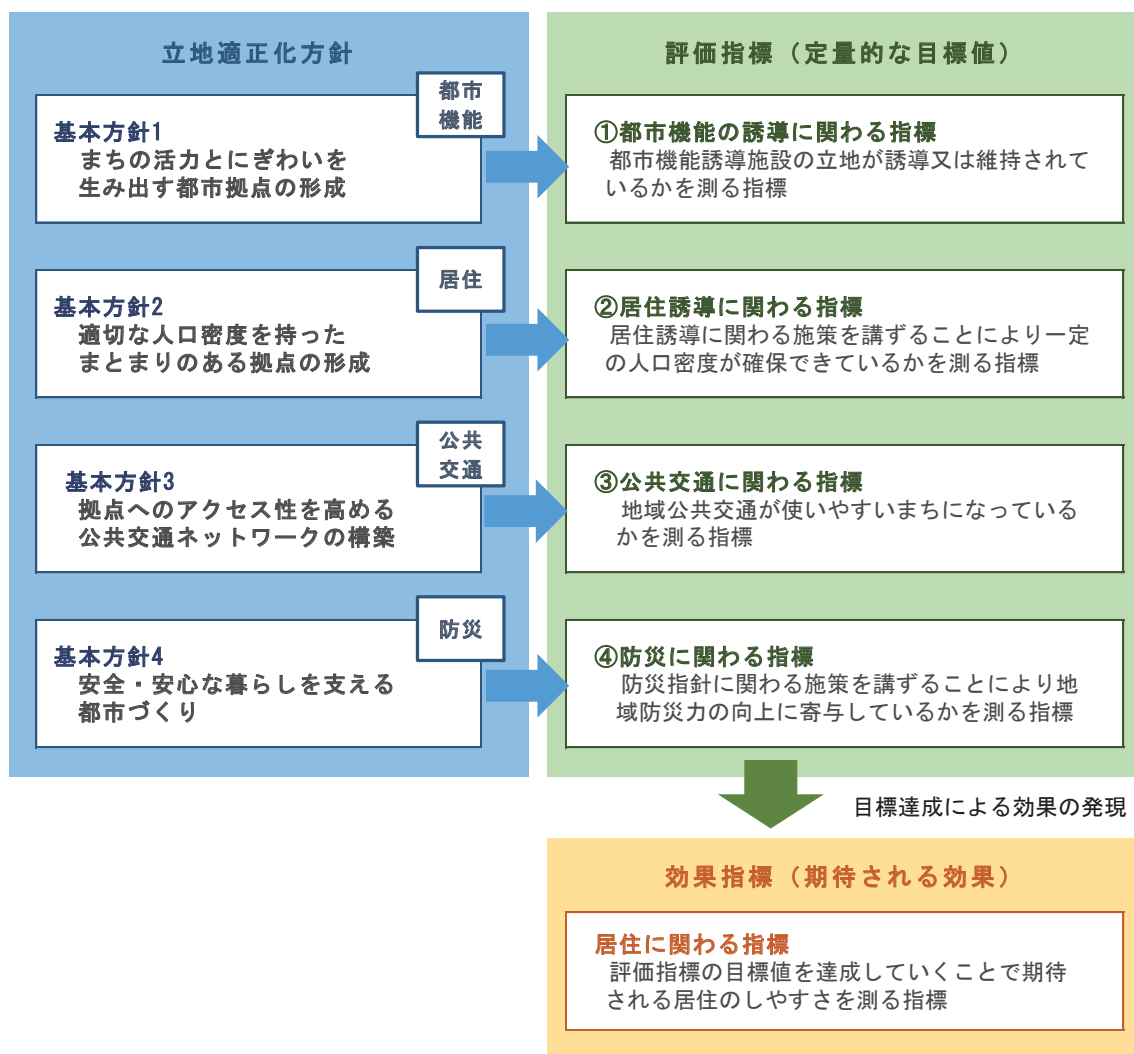
また、上位計画の改定等により都市構造が変化する場合や、都市基盤整備の進捗にあわせて都市計画が大きく見直される場合には、誘導区域等の変更も含めた、計画の見直しを検討します。



II 計画評価

1 評価方法

本計画の進捗を管理するため、評価指標（定量的な目標値）を設定します。評価指標は、「第2章 立地適正化の基本的な方針」で定めた立地適正化方針の進捗を測るものとし、さらに、これらの評価指標の達成により期待される効果の発現を測る指標として、効果指標（期待される効果）をあわせて設定します。



2 評価指標の設定

立地適正化方針で掲げる4つの基本方針に対応した指標を設定します。

評価指標① 都市機能の誘導に関わる指標

立地適正化方針を踏まえ、「都市サービスの誘導、集約、高度化」の達成状況を把握する指標を設定します。目標値は、「都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数」を人口減少下においても確保するものとして、以下のとおり設定します。

評価指標	現状値 (R3 (2021) 年度)	目標値 (R23 (2041) 年度)
都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数	15 施設	現状維持

評価指標② 居住誘導に関わる指標

立地適正化方針を踏まえ、「居住の誘導・集積」の達成状況を把握する指標を設定します。目標値は、「居住誘導区域内の人口密度」を人口減少下においても確保するものとして、以下のとおり設定します。

評価指標	現状値 (R2 (2020) 年度)	目標値 (R23 (2041) 年度)
居住誘導区域内の人口密度	17.17 人/ha	現状維持

評価指標③ 公共交通に関わる指標

立地適正化方針を踏まえ、「公共交通サービス水準の維持、向上」の達成状況を把握する指標を設定します。目標値は、公共交通の利用促進を図り、「コミュニティバスの利用者数」の増加を目指していくものとして、以下のとおり設定します。

評価指標	現状値 (R3 (2021) 年度)	目標値 (R23 (2041) 年度)
コミュニティバスの利用者数	35,921 人/年	55,000 人/年

評価指標④	防災に関わる指標
-------	----------

立地適正化方針を踏まえ、「地域防災力の向上」の達成状況を把握する指標を設定します。目標値は、町民に対して防災意識の高揚と行動変容を促し、「自主防災組織の結成率」を高めていくものとして、以下のとおり設定します。

評価指標	現状値 (R3 (2021) 年度)	目標値 (R23 (2041) 年度)
自主防災組織の結成率	74.5%	85.0%

4つの「評価指標」の達成に向け各種施策に取り組み、その総合的な成果から下記の「効果指標」の達成を目指します。

効果指標	居住に関わる指標
------	----------

本計画に掲げる都市づくりの理念を踏まえ、「縮充のまちづくり」の達成状況を把握する指標を設定します。目標値は、「住環境整備」及び「定住意向」に対する町民満足度とし、本指標によりコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの進捗度を確認します。

効果指標	現状値 (R3 (2021) 年度)	目標値 (R23 (2041) 年度)
住環境整備	21.7%	50.0%
定住意向	48.6%	70.0%

※出典：令和3年度 まちづくり町民意識調査

Ⅲ 計画推進の体制

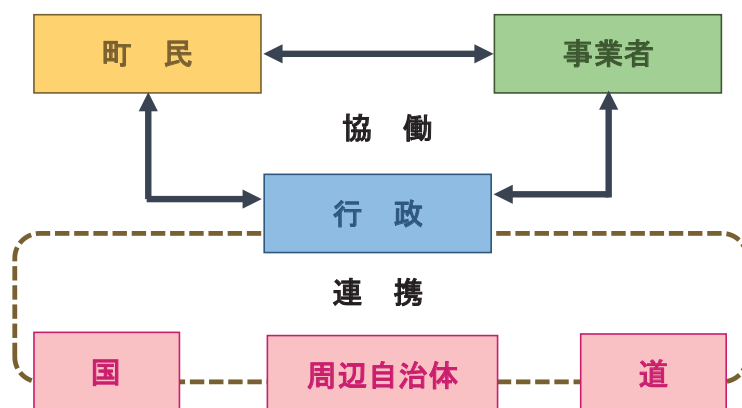
人口減少に伴う町税の減収や公共施設の維持管理費用の増大により、財政的な制約が見込まれるなかで、目指すべき将来都市構造を実現させるためには、本計画を計画的かつ効果的に推進していく必要があります。

以下に示す2つの観点から計画の推進を図ります。

(1) 協働・連携によるまちづくりの推進

町民・事業者・行政が適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力を合わせてまちづくりを進めていく、協働によるまちづくりを推進します。

また、国、道及び周辺自治体との連携・調整を図りながら、本町の発展に必要な施策や事業等の推進に努めます。



(2) 民間活力の導入

PPP/PFIといった事業者が有している知識や経験、資本等による民間活力の導入を踏まえたまちづくりの手法を今後の整備目的・内容に応じて検討していきます。